

Q518. 法定休日と所定休日の違いを教えてください。

法定休日とは、労基法 35 条が定めた 1 週 1 日（または 4 週 4 日）の休日を言います。

法定外休日とは、法定休日ではない労働契約上の休日のことを言います。

週休 2 日制をとっている会社の場合、2 日間の休みのうちいずれが法定休日かを就業規則等で定めていない場合には、使用者が法定休日を明示又は黙示の一方的意思表示によって指定することになります。

法定休日に労働させた場合には、休日割増賃金 3 割 5 分以上の支払が必要です。

法定外休日に労働させた場合には、法定休日ではないので休日割増賃金は発生しませんが、1 日 8 時間又は週 40 時間を超えた時間については時間外割増賃金 2 割 5 分以上、深夜に労働させた場合には深夜割増賃金 2 割 5 分以上の支払が必要です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成